

認知症対応型共同生活介護事業  
介護予防認知症対応型共同生活介護事業  
ケアネット グループホーム あいづ 運営規程

(目的)

第1条 この規定は、(株)ケアネット会津サービスセンターが設置運営する認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営をはかることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症等により生活援助が必要となった高齢者が家庭的な雰囲気の小規模な住まいにおいて、少人数で生活を共にしながら、入居者一人ひとりの状態や希望に応じた他援助等によって認知症の進行を緩和し、また残された能力を活用しながら自分らしい生活及び安心と安らぎのある生活を送っていただくことのできる環境整備、援助等の実施を目的とする。  
また、地域住民、居宅サービス事業所として、地域社会の一員としての役割を担いながら地域に役立ち信頼される事業所となることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 入居者の人権、人格及び意志を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 認知症等による認知障害、記憶障害、不安、不穏等の状態に対し、入居者に適した環境作りと状態や希望に応じた適切な介護・援助を実施する。
- 4 明るく家庭的な雰囲気を有した「高齢者の住まい」となるよう、地域や家庭等との結びつきを重視し、信頼と安らぎのある暮らしを送ることができるよう援助を実施する。
- 5 入居者及び家族に対し、サービス内容・方法、認知症対応型共同生活介護計画等について説明を行ない、同意を得ると共に情報の共有を図り連携した援助を行う。
- 6 常に提供したサービスの質の管理・評価を行ない、質の高いサービスを提供する。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 ケアネット グループホーム あいづ
- ② 所在地 会津若松市門田工業団地37-1

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤、兼務)  
管理者は、事業所としてのサービス・事業及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名(常勤、兼務)  
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに入居者に対し必要な介護及び生活支援を行う。また、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院及び会津若松市地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う。
- ③ 介護職員 7名以上(常勤7名以上)  
介護従事者は、入居者に対し必要な介護及び生活支援を行う。

(入居定員)

第6条 入居定員は、9名とする。

(介護の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 疾病、認知症等の症状、原因、治療、対応方法について理解を深め、入居者の意向

に沿った日常生活行為（食事、入浴、排泄、衛生、買い物等）の介助及び生活の質を高めるための支援、援助を行う。

- ② 家庭での生活や健康であった頃と同じような日常生活を営むことが出来るよう支援する。また、加齢及び認知症による心身の機能低下の予防、維持、向上を図るための支援、援助を行う。
- ③ 入居者一人ひとりの歩んできた人生や家族との関係、趣味、考え方を知り、個々の習慣や生活を大切にしたい支援、援助を行う。
- ④ 身体機能低下に対しては、家族、主治医等との連携を深め対応する。また、ターミナルについては、事業所として可能な限りの入居者、家族の意向に沿った対応を行う。
- ⑤ 何らかの理由により退去する場合は、入居者、家族の意向に基づき、居宅介護支援事業者や保健医療福祉関係者、福祉施設等との連携に努め必要な援助を行う。

#### （短期利用共同生活介護）

- 第8条 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という）を提供する。
- 2 短期利用共同生活介護の定員は共同生活住居につき1名とする。
  - 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
  - 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該介護計画に従いサービスを提供する。
  - 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族に同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。尚、この期間の家賃等の経費については、入居者ではなく短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

#### （介護計画の作成）

- 第9条 認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、入居者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更の際には、入居者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
  - 3 入居者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況について評価を行う。

#### （利用料等）

- 第10条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。
- ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
- ① 家賃 58,140 円/月30日当り（1,938 円/日）
  - ② 食費 40,920 円/月30日当り（1,364 円/日）
  - ③ 光熱水費 15,000 円/月30日当り（500 円/日）
  - ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められた実費費用
- 2 月の途中における入居または退去については日割り計算とする。
  - 3 利用料は、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振込みによって指定期日までに支払うものとする。
  - 4 介護保険給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて負担額を変更する。介護保険給付対象外サービスについて、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は変更することがある。その場合、2ヶ月前までに変更の内容と事由について説明する。
  - 5 日常生活必需品等の購入等については依頼に基づき代行することを可能とする。支払いは、預かり通帳及び小口現金から支払う。取扱いは「入居者預かり金・小口現金・物品購入取り扱い要領」に基づき行う。

#### （入退去にあたっての留意事項）

- 第11条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護状態と認定された利用者または、要支援2状態と認定された利用者で

かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療する必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。
- 3 退去に際しては、入居者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行えるよう努める。

(契約の終了及び居室の受け渡し)

第12条 以下の場合、契約が終了したこととなる。

- ① 入居者の死亡
- ② 入居該当外の自立・要支援1の者
- ③ 入居者及び入居代理人より契約書第14条に基づき解除通告により契約を満了した日
- ④ 事業者が契約書の第15条に基づき解除通告し契約を満了した日
- ⑤ 入居者が病院等へ入院し1ヶ月以内に退院する見込みがない場合など。
- ⑥ 入居者の心身の状態がグループホームでの生活に適さなくなった場合。  
または他福祉施設等への入所が決定し受入れが可能となった場合
- ⑦ 利用料等の支払いを2ヶ月滞納し、催告後も支払いがない場合

(居室の明け渡し等)

第13条 契約終了時は、居室の明け渡しをお願いする。契約終了日に居室を明け渡さない場合本来の契約日の翌日から実際に居室を明け渡された日までの期間に係る家賃が、入居者負担金(家賃)となる。

(地域との連携等)

第14条 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るため「運営推進会議」を設置する。

- 2 「運営推進会議」は次のとおり運営する。
  - ① 運営推進会議の開催 2ヶ月に1回
  - ② 運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議から評価、要望、助言等を聴取記録し、それを公表する。

(秘密保持)

第15条 本事業所の従業者は、業務上知り得た入居者または家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た入居者または家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 入居者の個人情報介護計画策定会議及び他施設や医療機関への入所、入院する場合について資料として用いる場合、入居者、家族へ説明し同意を得るものとする。

(苦情処理)

第16条 入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 提供したサービスに関して、介護保険法第23条の規程による市町村が行う文書、その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体が行う法第176条第1項台2号の規程による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規程による指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

- 第17条 入居者または他の入居者等の生命、身体の保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。
- 2 緊急やむを得ない場合には、家族等に「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」にて、説明を行い、文書にて同意を得る。
  - 3 身体拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する
  - 4 身体拘束廃止委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について職員全員に周知徹底を図る
  - 5 身体拘束等の適正化のための指針を整備する
  - 6 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束廃止等の適正化のための研修を定期的実施する

(損害賠償)

- 第18条 入居者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

- 第19条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業を提供するために必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は、感染症等に関する知識を習得し予防と対策に努める。

(緊急時における対応策)

- 第20条 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(事故発生時における対応策)

- 第21条 入居者に対する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の家族、当該入居者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事故状況及び事故に際して採った措置について記録する。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第22条 非常災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

- 第23条 従業者等の質の向上を図るために、次のとおり研修の機会を設ける。
- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内または事前に実施
  - ② 経験に応じた研修 随時
  - 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、日誌、認知症対応型共同生活介護計画書及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画書、その他必要な記録、帳票類を整備する。
  - 3 この規程に定める事項の他運営に関する重要事項は、(株)ケアネット会津サービスセンター長及び管理者が定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行

うものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

- 第25条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - ②事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - ③事業者において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第26条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。
- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
  - ②虐待防止のための指針を整備する。
  - ③虐待を防止するための定期的な研修の実施する。
  - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則 この規程は令和6年 4月 1日から施行する。